

現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、棚倉町工事請負契約約款（令和2年棚倉町告示第7号。以下「約款」という。）第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 現場代理人は、次の各号のいずれかに該当する期間には、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約の締結から現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事において、工場製作のみが行われている期間
- (4) 完工届が提出され、検査、事務手続のみが残っている期間

(兼任が可能な条件)

第3条 受注者は、次の各号に掲げる全ての条件を満たした場合に、当該工事の現場代理人と他の工事の現場代理人又は主任技術者（以下「現場代理人等」という。）の職務を兼ねさせることができる。ただし、発注者が工事の内容及び特殊性並びに安全管理上の理由により兼任を認めることが適当でないと判断したときは、この限りでない。

- (1) 兼任する工事の全てが棚倉町（公営企業を含む。）発注の工事であること。
- (2) 兼任する工事の請負金額がそれぞれ4,000万円（建築一式工事については、8,000万円）未満であること。
- (3) 兼任する工事は、当該工事を含めて2件までであること。
- (4) 発注者又は監督員と常時連絡が取れる体制が確保されており、発注者が指示した場合は、速やかに当該工事現場へ向かう体制が取れること。
- (5) 兼任する工事のいずれかの現場に必ず常駐し、一方に偏ることなく適切に現場を管理できること。

(兼任の手続)

第4条 受注者は、当該工事の現場代理人と他の工事の現場代理人等を兼任させようとするときは、現在契約を締結している工事の担当課に現場代理人等兼任申出書（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現在契約を締結している工事の主任技術者（現場代理人を兼任している場合を除く。）を新たに契約を締結する工事の現場代理人と兼任させようとするときは、新たに兼任を希望する工事の担当課に現場代理人等兼務申出書を提出するも

のとする。

(兼任承認等の通知)

第5条 発注者は、前条の規定による申出書の提出があった場合には、兼任の適否を判断し、速やかに現場代理人等兼任承認（不承認）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(兼任承認の取消し)

第6条 発注者は、前条の通知により兼任を承認した後であっても、第3条各号に掲げる条件を満たしていないことが判明したとき又は現場代理人等を兼任することにより工事現場の適正な運営、施工、管理等に支障があると判断したときは、現場代理人等兼任承認取消通知書（第3号様式）により、兼任の承認を取り消すことができる。

- 2 受注者は、前項の規定による通知を受けた日から7日以内に、新たな現場代理人を配置しなければならない。
- 3 受注者は、新たに現場代理人を配置するまでの期間は、当該工事現場における全ての作業等を中止するものとし、中止により工期内に工事を完成することができないこととなった場合は、約款第42条第1項の適用を受けるものとする。
- 4 発注者は、受注者が第2項に規定する期限を過ぎてもなお新たな現場代理人を配置しないときは、約款第43条第4号の規定により契約を解除することができる。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。